

特定非営利活動法人
日本エステティック機構 御中

年 月 日

【非継続型】 エステティックサロン認証 申請誓約書

「エステティックサロン認証基準」及び「エステティックサロン認証基準運用規程」を遵守することはもとより、関連する法令等を遵守するとともに社会通念及び公序良俗に反することなく事業活動を行うことを誓約します。

以下の各項目においては特に遵守することを誓約します。

エステティックサロン認証 運用規程第五条に定める申請者要件に関する誓約

チェック	全エステティックサロン該当項目
<input type="checkbox"/>	事業拠点が日本国内であることに相違ありません。
<input type="checkbox"/>	エステティックサービス事業を1年以上にわたり営んでいることに相違ありません。
<input type="checkbox"/>	事業者の名称が、日本国内において、1年以上使用され運営が継続されていることに相違ありません。
<input type="checkbox"/>	事業者が、申請サロンを1年以上継続して運営している、または現在同一名称(屋号)の認証サロンを1店舗以上運営していることに相違ありません。
<input type="checkbox"/>	申請サロンの名称(屋号)が、日本国内において、1年以上継続して運営していることに相違ありません。
<input type="checkbox"/>	「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第二条」に該当するいわゆる「性風俗関連特殊営業」の事業を営んでいないことに相違ありません。
<input type="checkbox"/>	申請の日前3年以内に次に掲げる事由すべてに該当していないことに相違ありません。 ① 公序良俗に反する事業を行っている ② 反社会的勢力及び団体と関係を有している ③ 解散又は破産している(民事再生法・会社更生法・特別精算等の適用会社を含む) ④ 補助、補佐及び後見の宣言を受けている ⑤ 「特定商取引に関する法律第四十六条及び四十七条」に基づき指示・停止命令がなされている ⑥ その他事業の運営に関わり行政処分・違法行為をしている ⑦ 当機構における認証判定委員会において不適合の判定を受け、その後も認証の取得ができないまま改善計画を講じていないエステティックサロンを運営している ⑧ 運用規程第三十二条の認証取消処分を受けたエステティックサロンを運営している

同じシステムで運営する事業者の誓約

チェック	全エステティックサロン該当項目
<input type="checkbox"/>	申請サロンはすべて同一の審査書類を使用していることを誓約します。

エステティックサロン認証 集客・広告、勧誘に関する誓約

チェック	全エステティックサロン該当項目
<input type="checkbox"/>	エステティックサービスの効果について、合理的な根拠を示す資料提出や証明することができない効果についての広告表示を行っていないことを誓約します。
<input type="checkbox"/>	使用前、使用后等の比較写真でその有効性を表現する場合は、すべての利用者が同一のエステティックサービスの効果を得られるかのような表示をしていないことを誓約します。
<input type="checkbox"/>	料金を表示する場合、会員価格、ビジター価格、キャンペーン価格等を明確にし、誤解を生じるような表示をしていないことを誓約します。
<input type="checkbox"/>	「一度のエステティックサービスで永続的な結果が得られるような表示」、「著しく事実と相違する表示」や「実際のものより著しく優良であり、もしくは有利であると消費者を誤認させるような表示」等をしていないことを誓約します。
<input type="checkbox"/>	広告表示に使用する用語は、医師法、薬事法等に抵触する用語を使用していないことを誓約します。
<input type="checkbox"/>	キャッチセールス(路上その他の場所において消費者を呼び止め、その場、またはエステティックサロン、若しくはその他の場所へ誘引して契約の締結を勧誘する行為)や、目的外勧誘(目的を隠して、又は偽って消費者を誘引して契約の締結を勧誘する行為)を行っていないことを誓約します。
<input type="checkbox"/>	契約の勧誘をするに際し、又は契約の解除を妨げるために、事実と違うことを告げていないことを誓約します。
<input type="checkbox"/>	契約の勧誘をするに際し、消費者の不利益になることがある場合には、これを説明していることを誓約します。

エステティックサロン認証制度 非継続型サロン認証申請における誓約

チェック	非継続型サロン認証 該当項目(継続型サロン・非該当に関する誓約項目)
<input type="checkbox"/>	申請サロンは、過去においてエステティックサービス提供の期間が1ヶ月(エステティックサービスを提供するために必要な商品について、1ヶ月を超えて使用する量を販売した場合には、エステティックサービス提供の期間が1ヶ月以下であってもここに含む)を超えかつ契約金額が5万円(エステティックサービスを提供するに当たり販売した商品の金額を含む)を超える契約取引の実績がなく、今後も行わないことを誓約します。
<input type="checkbox"/>	当サロンは、将来、エステティックサロン認証基準運用規程第三条(ア)の形態をとる場合は、事前に貴機構に申請し新たに「継続型サロン認証」を取得することを誓約します。

事業者名

代表者名

所在地 〒

印